

コロナウィルス対策内容（簡易ver） 1/2

- ①出勤前
 - ⇒ 検温必須。発熱や咳、味覚障害等の体調確認。
 - ⇒ 体調不良の場合は、出勤停止。
 - ⇒ コロナ感染が疑われる症状は、保健所&病院⇒出勤停止&PCR検査。
- ②出勤時 及び 業務中
 - ⇒ 体調不良やマスク忘れ ⇒ 自宅療養 又は 乗務中止。マスク手配。
- ③業務中（社員）
 - ⇒ 感染症対策 & ソーシャルディスタンス の徹底。
- ④業務中（お客様）
 - ⇒ 明らかな体調不良や咳で、かつ、マスクをしない方 を乗車しない。
※マスク着用を案内する。※一方的な乗車拒否にならないように、
ドラレコに聞こえるように会話すること。乗合は呉市と調整中。
- ⑤陽性者発覚（社内）
 - ⇒ 対策マニュアルに沿って対応。（非接触者による対策チームの結成）
陽性者の所属する営業所内を72時間の閉鎖。
72時間以内に陽性者の所属する営業所の全社員をPCR検査。
陽性者の車両を72時間、運行禁止。
陽性者の車両に乗務した、旅客の確認（前72時間分）& 連絡。
顧客先&本人の家族&保健所&各自治体に連絡
PCR陰性後、1週間後の陰性の確認後に乗務開始（要観察）。

コロナウィルス対策内容（簡易ver）2/2

- ⑥ 陽性者発覚（旅客等社外） ⇒ 関連者全員の接触確認と濃厚接触者の確認 & PCR検査。
（陽性の場合は⑤に移行）
陽性者が乗車した車両の72時間の運行禁止。
- ⑦ 陽性後の施設 & 車両の処置 ⇒ 車両は、72時間後、完全防護による殺菌消毒。
保健所 & 各自治体の指導による滅菌確認後、
対策チームによる最終チェックをクリアした後に、再稼働。
- ⇒ 施設も同様。
- ⑧ 事業継続について ⇒ 契約業務は、自社の他営業所に分散する。
分散しても不足する場合は、協力会社に要請する。
- ⑨ デマについて ⇒ （社内） 不確かな情報を 顧客・同業他社・社内で広めた場合、
懲戒処分の対象となります。
場合によっては訴求対象となりますので、十分確認する。
- ⇒ （社外） 警察に被害届を提出した後に、各関係機関に報告する。
顧問弁護士に相談し、民事・刑事ともに対応する。